
令和7年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

令和7年10月22日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和7年10月22日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 桐木 敏隆	2番 佐藤 春男
3番 佐藤 孝子	5番 市野 辰廣
6番 田中 義了	7番 佐藤さつき
8番 板倉 哲男	9番 磯貝 助夫
10番 本願 和茂	11番 中島 早苗
12番 馬原 英治	13番 工藤 博志
14番 富高健一郎	

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志	書記 工藤 潤也
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	林 謙一
財政課長	霜見 勉	総合政策課長	佐藤健次郎
税務課長	谷川 保孝	町民生活課長	佐伯 竜也
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長		工藤 久生	

農地整備課長 …………… 江藤 武憲 建設課長 …………… 佐藤 峰史
会計管理者 …………… 佐藤 美和
保健福祉総合センター所長 …………… 工藤加代子
上下水道課長 …………… 飯干 和宣
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 湯川 哲
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ておりますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（本願 和茂議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（本願 和茂議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問される方は、町長及び教育長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じて答弁者を指名し、執行側の権限が及ぶ範囲内で再質問をお願いいたします。また質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉は厳に慎むようお願いいたします。

最初に磯貝助夫議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） おはようございます。それでは、早速、一般質問のほうに入らせていただきます。議席番号9番、磯貝助夫でございます。

本日の質問事項につきましては、異常気象による本町への影響についてでございます。

質問の要旨。

今年の夏も暑かった。今後どうなるのか。町民の皆様の声を聞くと、多くの方が言われます。地球温暖化に伴う異常気象は間違いなく年々厳しさを増し、農作物、家畜への影響は免れません。また、それに合わせて、あらゆる分野での価格高騰により、町民の生活にも大きく影響を与えています。本町在住の方全てに何らかの形でこの気象は影響していることと思います。

今後もなお厳しくなる環境で、畜産業、農畜産業を営む方々は、高齢化による作業率の低下、人手不足などの問題を各地区で協議し、新たな取組を模索している状況であります。スマート農業への取組をとっても、機械を操作する人がいない。それは、中山間地域等直接支払い制度を

利用できない地域だけでなく、利用できる地域でも起きている問題であります。一集落ごとから地域集落での取組を後押しする町独自の施策を早急に考えなくてはなりません。そのためにも、まずは各集落、各地域が考える農畜産業や苦慮していることなどを掌握し、よりよい環境づくりに反映させることが重要であるのではないかと考えます。以上のことを踏まえて、町長に質問します。

1つ、農畜産業への異常気象対策、支援強化をどのように考えているか。

2、農畜産業者の高齢化による作業率低下、人手不足解消の具体策は考えているか。

以上であります。

○議長（本願 和茂議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。それでは、磯貝助夫議員の御質問にお答えいたします。

異常気象による本町への影響についての御質問のうち、1点目の、農畜産業への異常気象対策、支援強化をどのように考えているかについてでございますが、農畜産業への異常気象対策については、大きく3つあると思います。

1つ目は、作物の高温品種対策です。水稻については県で育成された高温に強い主食用米品種には、既に奨励品種となっている「おてんとそだち」と「南海189号」があります。「南海189号」は、宮崎県農業試験場が開発し、「ヒノヒカリ」で近年課題となっている夏の暑さによる品質低下対策と作業時期分散を図ることができ、生産面でメリットがあるほか、「ヒノヒカリ」と同様の食味を持つおいしいお米です。令和9年産から本格流通予定でありまして、県やJAとともに普及に努めていきたいと存じます。

その他の作物については、トマト、ピーマン、ナス等で高温耐性品種が開発され、普及段階に入っているようでございますので、これも県とJAと連携しながら対応してまいりたいと存じます。

2つ目は、作物、家畜への高温対策でございます。例えば、トマトは8月末の高温で花が落ち、その後の収量が極端に落ちることがあり、その対策としてハウスの被覆資材を塩赤外線カットフィルムや農業用遮熱フィルムに変えるまたは遮光剤・遮熱剤をハウスの屋根に塗布するという対策があります。また、夏季のラナンキュラスやスイートピーでは、定植後の高温障害で生育が悪くなったり腐敗したりする障害が出るようになります。その対策として、寒冷紗の設置やハウス内の散水対策が考えられます。いずれも作物部会や県、JAと検討しながら、町単の園芸作物強化事業で対応してまいりたいと考えております。

畜産については、夏場の高温対策として牛舎のファンの設置、屋根への遮熱剤の吹き付け、ミストでの牛体の冷却等、様々な手段がありますが、町単独の生産性向上飼養環境改善整備事業補

助金にて対応可能でございます。

3つ目は、働く方の高温対策でございます。農林水産省の熱中症対策研修テキストによりますと、令和5年の農作業死亡事故において、熱中症による死亡者は37人と全体の15.7%となっており、増加傾向にあります。また令和6年度の5月から9月の夏季において、田畑等で農作業中に熱中症によって救急搬送された人数は2,322人と直近5年で最多になったようです。

農作業中の熱中症対策としては、個人の対策となりますが、休憩と水分・塩分補給、20分おきに休憩をとることが推奨されております。また、なるべく早朝や夕方の涼しい時間帯で作業を行うこと、また熱中症になってしまった際、早期発見、対処が大切ですので、単独作業を避けること、空調服などのアイテムを活用することなどが挙げられております。

これらを念頭に、県やJAとともに防災無線等で今後とも注意喚起を行っていきたいと思います。

また、労働における事業者の従業員への高温対策は、本年6月1日から法的に義務づけられました。事業者には労働安全衛生規則に基づき対策を講じる義務がありますので、これらも様々な機会で啓発を行っていきたいと存じます。

次に、2点目の、農畜産業者の高齢化による作業率低下、人手不足解消の具体策は考えているかについてであります。今年度より中山間地域等直接支払い制度の6期対策が始まり、現在、集落協定書の作成と九州農政局への申請手続を進めているところでございます。町の集落協定の担当者は、各集落協定の総会、プランの話合いの場での制度説明、現地確認時に現地に出向いておりますし、また協定書の内容確認時に代表者から丁寧な聞き取りを行い、小まめにコミュニケーションをとっているため、各集落の課題、方向性、そして今後5年間の取組についてよく理解していると思います。

集落の共同取組での高齢化による作業率低下、人手不足解消の具体策としては、第6期対策の体制整備単価の要件としてのネットワーク化活動計画の策定が挙げられます。集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるため、ネットワーク化活動計画では公民館等の他の組織や非農業者と連携し、共同取組活動を維持する多様な組織等が参画することにより、集落協定構成員の農家だけでなく、集落内におられる非農業者も共同取組活動に参加しやすくなり、人材の確保や農業生産活動の維持が図られるようになりました。

また、一部の集落協定では、集落独自にサポーター制度というものを設け、集落協定の活動に協力できる非農家の方にサポーターとなっただき、耕作放棄地を生じさせないために農地の草刈り等の作業を行っていただいている地区もあります。

次に、個人での高齢化による作業率低下、人手不足解消の具体策としては、集落営農と共同機械利用組合の取組があります。町内には農業生産過程の一部について、共同で取り組む集落営農

組織が7つあり、主に集落協定で購入、または補助した機械共同利用組合は11あります。地域内で多くの人が重複する作業、高価な機械を買わなければならない作業につきましては、集落内での作業、機械購入をお願いしているところがございます。またJAには主に水稻に関して、田おこし、あぜ塗り、代かき、田植え、稲刈り、脱穀の農作業を受託するアグリヘルパーもありますので、その活用もお願いしたいと存じます。

農作業で一番苦勞される作業として草刈りがあります。草刈りの作業がなければ、長く農作業が続けられるのという声もよく聞きます。お隣の日之影町では「ひのかげアグリファーム」を立ち上げ、農作業受託を請け負っておりますが、一番多い請負作業は草刈りのようです。その草刈りの負担軽減ができないか、検討を行っているところがございます。

中山間地域等直接支払い制度には、幾つかの加算措置があります。その中の一つにネットワーク化加算がございます。この加算は複数の集落協定でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算が受けられます。ネットワーク化も20ヘクタール以上のネットワーク化または20ヘクタール以上の統合を行った協定、もしくは新たに1組織以上農業団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参加する協定となっております。

町として、私どもが考えておりますのは、町全体、もしくは大字単位で広域的に統合し、大きな事業はその組織で行い、細かな集落的な作業はこれまでどおり各集落で行っていただく。そのネットワーク加算部分の財源を使って草刈りの調整、コーディネートを行う事務局の人件費や草刈りを委託する方の料金の補助、草刈りを受託する方の料金への上乗せができないか。また、将来的には広域的な事務局が集落協定の会計処理、支払いから会計の取りまとめの作業ができるようにならないかと考えております。

しかしながら、これには課題がございます。町全体、もしくは大字単位で広域的に統合するための合意が本当にできるのか。また、その事務局、さらには草刈りの調整、コーディネートを行う事務局をどこに置くのか、どこが引き受けてくれるのかということです。今のところ、まずは協定を締結し、6期目の中山間地域等直接支払い制度をスタートさせることが重要ですので、今はそれに傾注し、来年度に向けてネットワーク化加算の検討を行っていきたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） ただいま町長から答弁をいただきました。

本日につきましては、農畜産業に限定して御質問させていただきますけれども、主に町長、また農林振興課長のほうへの質問になろうかと思いますがよろしくお願いします。

あと、再質問に入ります前に、現在の世界情勢というか世界の気象の変動、今、この１００年で約１．４度の気温が上昇しているということでございます。パリ協定によると１．５度未満に抑えようという動きでずっとやってきたりするんですけども、とどまることなくどんどん、どんどん上がっている状況です。これから３０年後、日本の気温はどうなっているのか。多分１．５度を軽く超えている状況である、その状況があることで、その状態になることで、何が起きるかという、ここには海はありませんけれども、海面が上昇してくる。海の温度が上がる。また生態系にも大きな影響が出てくる。あと人間、人の健康にも影響が出る。あるいは疫病等の発生が考えられます。あと今日、述べますけれども、食料への変更ですね。先ほど言った新種改良等しなければいけない、あるいは農作物の作成の要領を変えていかなければ、そういうことが出てきます。また水源にも影響してくるし、あらゆる面で私たちを取り巻く環境の中で影響が出てくるのは間違いないです。今、日本は春、夏、秋、冬という四季がありますけれども、その四季すらまた変わっていくのではないかとということが懸念されているという状況であります。

私たちが生きていく中で３つ、衣・食・住という生きるための基本ですね。食というのは、まず私たちの命を守ってくれるためのものであって、それを担ってくれているのが農畜産業の皆さんであります。ですから、ここを大事にしなくて、私たちの生活はないと考えておりますので、今日については、そういうところもつなげて御質問させていただきたいと思います。

まず、１点目の農畜産業への異常気象対策、支援強化をどのように考えているか。これにつきましては、今、先ほど町長が答弁で述べられたように、３つに分けて対策を練っておられるようです。

１つ目が、作物の高品質種対策というところで、ここでは米の品種改良、あるいはこの高千穂町にあった米というのがまた新たに考えていかなきゃいけない。先ほど言った「南海１８９号」というお米がありますけれども、町長にお伺いします。この品種につきましては「ヒノヒカリ」を宮崎県の農業試験場が改良した品種でしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の質問にお答えします。

これは、「ヒノヒカリ」を改良したものだったか、ちょっと私も正確には把握していないのですが、近年の高温、温暖化が進む中であって、やはり乳白とか、そういった米の状態が多くなってきているということで、その暑さに耐える、そのような新しい品種だというふうに理解しておりますが、農林振興課長は把握していますか。すみません、もし不正確だったら申し訳ありませんので、「ヒノヒカリ」が元だったかというのは、私の記憶の中で曖昧ですので、そのようにお答えさせていただきます。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（９番 磯貝 助夫議員） 申し訳ありません。答弁を聞いていて、これ、「ヒノヒカリ」を改良したのが「１８９号」なのかなとちょっと感じたものですから、もしかしたら前から「南海１８９号」というお米があつて、それを今まで使っていなかったけど、これが高千穂町に適しているということで採用しようということになったのか、それについてちょっと農林振興課長、分かる範囲でお願いします。

○議長（本願 和茂議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（工藤 久生課長） 磯貝助夫議員の御質問に対してお答えいたします。

「南海１８９号」は、「ヒノヒカリ」を改良したものではなくて、「ヒノヒカリ」の親戚というか、もともとある品種に、夏に耐性があるようなお米の品種をかけ合わせてつくったお米だというふうに聞いております。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（９番 磯貝 助夫議員） そういう状況であるということですが、高千穂町に適したお米の選出というか、選定というのをしっかりとやっていただきたいと思います。

また、今年、幸いなことに、この稲が育つ間、台風が二十何号と来た中で、直撃がなかったのと、線状降水帯が停滞して高千穂町に居座ることもなかったということで、各田んぼを見ると大変豊作なような状況だと思うんですけれども、農家さんの方から豊作であること、あとこの高温であったことに対する声というのは、何か町長、お聞きになっておるでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

今年は台風等も直撃もなく豊作であったということでございます。豊作であったがゆえに頭を垂れるというようなところの中で、秋に雨が続いたものですから、非常に倒伏してしまって、多くの田んぼで倒伏があったので非常に刈りにくかったといった声は聞いております。

お米の価格につきましても、このところの米騒動といったような形で表現されるような米の価格が高騰しているという中では、買取り価格もＪＡさんも、また一般の精米事業者、米を取り扱う事業者の方も、買取り価格も上がっているということで、非常に農家さんの収入としては上がってくるんじゃないかというような声を聞いているところです。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（９番 磯貝 助夫議員） 豊作であったということで安堵しております。

また、野菜のほうも何かトマト、ピーマン、ナスといったところが品種改良というか品種の開発が行われているということで、そういうところの情報もしっかり取り入れられて、ここに合った対応をして、高千穂町に合った対応というのを早急にやっていただきたいと思います。

なお、先ほど言い忘れたんですけれども、この3つに分けて考えられた中で、常に入っているのが県、JAとの連携という言葉が全部に入っております。高千穂町独自ではなくて各協力団体だったり、県、JA、あるいは作物部会、あるいは農畜産業者の皆さんとしっかりと強いサークルを組んで、あとこれに取り組んでいただきたいということを先ほど言い忘れていましたので、言っておきます。

2つ目に挙げられたのが、作物、家畜への高温対策というところでありますけれども、これにつきましても県、JAと、あるいは作物部会と検討しながら、町単独の園芸作物強化事業補助金、あるいは生産性向上飼養環境改善整備事業補助金、こういったものでしっかりと賄っていけるということであります。

園芸作物強化事業につきましては、昨年度206万円を決算で挙げております。今年度予算で150万円、生産性向上の飼養環境改善整備事業補助金につきましては、昨年度が149万円、今年60万円の予算を挙げています。これにつきましても、適材適所に補正のほうをしっかりと組んでいただいて、困っている方々、困っている農畜産業者に対応していただきたいと思うんですけれども、そこを町長のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

当然、この暑さ対策というところでは、ハウス棟の被覆資材、こういったところのニーズというのは、以前はなかったようなニーズが新たに出てきているというところは把握しております。また牛舎の高温対策、こういったところ、これは高温対策に限らずこの事業は対応しておりますけれども、例えば発情時期が分かるような、リモートで分かるような、そういった機械であるとか、生産性向上に資するような牛舎の改築とか、そういったところも含めて対象にしておりますので、ニーズをしっかりと把握して、来年度の予算措置に配慮をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） また来年の夏がどうなるかは分かりませんが、暑くなったときのこの対応ですね、しっかりとこの予算等、補助金等をしっかりと活用していただいて、その畜産業者さんたちのしっかりと声を聞いて、その都度、反映させていただきたいというふうに考えております。

先日、ちょっと町長のほうに有機農業をされる大学校の方が来られたと思うんですけど、そのときに、環境に配慮した持続可能な農業の推進を町はやっていくということでありましたけれども、具体的にどういうことをやられるんでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

環境に配慮した農業の推進につきましては、簡単に大枠を言えば、将来的には今の観光農業、これも十分にやりながら、また高千穂町の新たな農業のブランドとして減農薬、また有機農業、先日は来られた方は自然農法という形で取り組まれている方にお話を聞きましたけれども、そういったユネスコエコパーク、また世界農業遺産という冠のあるこの高千穂町において、そういった人にも環境にも優しい農業というところで、そういった農畜産物、主に農産物になりますけれども、そういったものも高千穂町のブランドとして確立ができないか、それが農作物のブランドとしてと併せて、また地域のイメージアップ、そういったところも図っていけないかということで、今、組織づくりから始めているというところでございます。まだ取組を始めたばかりということで、まだまだ土づくりの研修、または先進地視察、そういったところから取組を始めているというところでございます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） そういう方々の専門的な知識等をやっぱりいただいて、あるいはこちらから出向いて行って視察等実証すると、視野を広めていただいて、ぜひこの事業に対して推進していただきたいというふうに考えております。

次に、3つ目ですけれども、働く方の高温対策ということでありまして。これについては国のほうでも働き方というか、暑い中での働き方に対することに対して、かなり具体的に水分を取りなさいとか、休憩を20分おきに取りなさいとか、そういうことをやっております。建設業でも暑い中での県道等の草刈りについても、これが徹底されているようでありまして、必ず水分を持たせる、あるいは20分に1回休ませるといったところで、そして確実に休憩のたびに、大丈夫か、大丈夫かという声かけもされているようです。

これが、農業の方々になると、これが個人ということでありまして、これをルールを決めたところで、じゃあ農家の方々はそれをしっかり守って農業をやっていくか、これは自分の身は自分で守るしかないんですけれども、熱中症というのが、熱中症が来たというのが分からずに続けて、倒れて、そのまま救急搬送ということがあるそうです。熱中症、私もなったことないんですけれども、町長は経験はございますか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

私も直接の熱中症になったことはないんですけれども、先日、終日、草刈り等やりまして、夜の時間帯に足がもう、つり始めたといったところがありまして、ちょっと足が動けなくなりまし

たので、娘に水とか、水分補給の経口補水液ですかね、あったことがありましたので、急いで持って来てくれというところで飲んだところ、しばらくしたらよくなったというようなことがありました。

やっぱり農業者の方は、自分で休憩時間を設定されたりすると思うんですけども、私も、例えばですけども、磯貝議員も御経験かと思えますけど、草刈りなどをしていますと、刈払機の、私の場合、燃料が切れたら休憩しようかなみたいな、そういったところがあって、やっぱり長くなってしまうのかなと思いますので、そこあたりはなるべくこれぐらいで休憩をとというようなところの啓発を、町だけじゃなくて、農業者といえど J A さん等も通じて啓発をしていくのが大事なのかなというふうに、改めて感じたところでございます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9 番 磯貝 助夫議員） 熱中症というのは怖いもので、気がついたら搬送されていたと。要は意識がなくなっている。農作業をやっているときにはそう感じていないけども、立ち上がった瞬間にくらっと来て倒れたとか、なかなか症状の出始めが分からないという方も多いです。なった後がまた大変で、高熱が出たり、全身のけいれんが起きたりというところで、出た後の体力、その後の後遺症みたいなのも出てくるということでもあります。

農家の皆さんが、まず熱中症による全国の死亡者が、昨年 5 年度ですか、37 名も。これ農作業をやられている方で 37 名。要は農業を営んでいる方の命がそこで奪われるということになっております。これは年々増えている状況であります。救急搬送者も御報告によると増えていっているということでもあります。

ですから、一人で単独で作業される農家の方々に対するマニュアル的なものの具体的な策を、J A と協議をして、皆さんがそれを守っていただくような策っていうのを、これからパンフレットでもよろしいですし、何かそういうものを徹底することと、その暑い日に、農家の方々って時期によって同じような、田植えをしたり、稲刈りをしたりということで、同じような流れで動いておられる。暑い中で、やっぱり現地に出向いて行かれて、その状況っていうのはやっぱりしっかり確認をされて、あるいは農家の方に声をかけて、大丈夫かということも、思いやりというか、そういう気持ちも必要ではないかというふうに感じております。ぜひともそういうところは重視させて、一人の命も失うことないように努力をしていただきたいというふうに感じております。

次に移ります。

次、2 つ目の質問ですけども、畜産業者の高齢化による作業率の低下、人手不足解消、具体策は考えているかということでもありますけれども、これについては中山間地域等直接支払い制度

が今年の4月から、6期目が始まりました。その中で、先ほども町長の答弁からありましたように、ネットワーク化の活動計画というところが挙がっております。私たち議員で、今年の4月、農林水産省のほうに要望活動に行つてまいりました。そこで私たちも要望をさせていただいております。棚田地域の振興活動等に各種加算措置を講じていただき、恒久的な取組をとということでお願いをしました。

それに対して農林水産省のほうからは、スマート農業加算やネットワーク加算にしっかりと取り組んで、棚田地域の方々の手助けをしたいというような御意見をいただきました。

先ほど答弁にありましたように、ネットワーク加算につきましては、一集落で頑張るのではなくて、地域の集落がまとまって頑張っていないと、もうちょっと厳しいよというところを手助けしていこうという制度だと考えております。

実を言うと、私もこの答弁にあるサポーターに入っております、非農家ではありますが、少しでも農家の皆さんの役に立てばというところに入っておりますけれども、今1つの集落でそれが盛り上がって、皆さん、協力的にやっている状況です。

これをもっともっと、今度は地域の集落協定等を利用して、それを広げていこうではないか、広げていかなきゃいけないという声が上がっております。

一つ、農林振興課長にお伺いしたいのですが、このネットワーク加算ですけれども、集落協定ではない、中山間地域等直接支払い制度を活用できる地域と、できない地域ってあると思うんですけれども、活用できない地域の方々もこのネットワークの中に入ることはできるんでしょうか、ちょっと認識として、私がちょっと分かりませんのでお願いします。

○議長（本願 和茂議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（工藤 久生課長） 中山間に直接支払う場合は、団地化をして、協定を組まないといけません、うちは同じような46集落協定を続けてやりましたけれども、よそは協定ができないから組めないということで、もう協定から抜けますという集落が多数出ているところもたくさんあるようです。

我々が今、考えているのは、この5年間を何とか維持することができますけれども、5年経ったらもううちの集落は無理ですというところが多分、出てくるんじゃないかなと思っておりますので、今のうちネットワークを近隣のある程度の面積のところで組ませていただいて、ネットワーク化をすることで、もしある集落がもうできなくなるかもしれませんけれども、その中で残られる農家というのがいらっしゃると思うので、そういう意味で集落協定を維持していくということが出来るんじゃないかなというふうに思っております。今、集落協定がない地域というのは、御質問ありましたけれども、小さな集落ではもう集落協定ができない、集落協定が解散してしまったというところはあるんですけれども、周りのところがそういうものを、農家さん、引き受け

てくれる、団地化ができるかどうかはちょっとあれですけど、可能ではないとは思いますが、可能とは思いますが、可能は可能でございます。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） 今までの制度、あるいは今までのやり方から、今度は新しい取組というようになってくれば、今までの規約だったり、今までの制度だったりというのを、ちょっと見直していかなければ、なかなか大きな組織とならないのかなというふうに感じております。

農家の方というのは、仕事ができなくなっても田畑は残るわけでありまして、それをいかに活用していただくか。そうすると、やっぱり地域ぐるみでしっかりとやれる体制づくりというのが必要になってくると思います。

それに、ネットワーク加算というかネットワークの事業ですね、これをしっかりと組み込んで、町がもう先頭となって、先陣を切って、J Aと、国と、そういうところに高千穂町独自のやり方でもいいと思うんですよ。高千穂町はこれからこういうふうに農業を守るためにやりますという形を、高千穂発信でやっていってもいいのかなと。もうあと半年もしたら、また来年の夏が来ます。それまでにしっかりと素案でも、案でも、実行できる部分は実行していくというところで組んでいかないと、暑くなってから、ああ、また大変な夏が来たではちょっと遅いので、今の草木が眠っているときに、このときにみんなで動いて、しっかりとした協議をしていかなきゃいけないと思っております。少しでも来年の夏に、この今日、お話した内容の中で、対策が少しでも実行に移せるように頑張っていたきたいというふうに思います。そこには必ず農畜産業者の声というのは絶対に必要になりますので、そこをおろそかにすることなく、頑張っていたきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、まとめさせていただきます。

ネットワークは農畜産業の営む人だけでなく、県、J A、町、物産部会等のネットワーク強化も必要であります。私たちが生きていくための基本は、食です。農畜産業者がいての命だということをしっかり肝に銘じて、この事業の推進を図っていただきたい、そういう気持ちで今日は一般質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

それと、本来ですと、各課、皆さん、各課にもこの暑さというのは何らかの影響があったと思います。それぞれの事業をする中で、この暑さというのは皆さんに影響が及んでいることと思います。この事業を進めるためにも、各課皆さんとの連携というのが必要になってくると思います。全部つながっていていると思います。そこを忘れずに、しっかり協力体制を強化してやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） ここで10時50分まで休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時50分再開

○議長（本願 和茂議員） 続いて、佐藤春男議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（2番 佐藤 春男議員） おはようございます。議員番号2番、佐藤春男です。本日は4件について質問をさせていただきます。

まず、高千穂町ふるさと納税返礼品について。

ふるさと納税の返礼品は、寄附額の3割以上と法律で定められています。この3割ルールは寄附金額に対する返礼品の価格の割合、返礼率が30%以下であることを意味します。返礼率の計算方法は次のとおりです。返礼率イコール（返礼品の価格割る寄附金額）掛ける100。ただし、この返礼率は自治体が返礼品を調達する際の費用に基づいており、市場価格とは異なる場合があります。そのため、市場価格を基準とした還元率で考えると、3割を超えるお得な返礼品も存在することがあるということです。

さて、高千穂町とふるさと納税日本一の、ここではM市としておきますが、M市と比較してみましょう。比較の対象は、小売価格があまり地域によって変わらないモモとサーロインに注目してみました。高千穂町のモモは、寄附金額1万3,000円で500グラムの返礼品であります。単純計算しますと返礼率が40%。M市におきましては、モモ寄附金額が1万8,000円、800グラムの返礼品がありますが、返礼率が47%となります。次に、サーロインを見てみますと、高千穂町が寄附金額2万8,000円、500グラムの返礼品で返礼率35%。M市についてはサーロイン寄附金額2万6,000円、800グラムの返礼品で返礼率47%となります。これは、肉の価格を定額と仮定したときの数字であります。

返礼率をM市と同等にすれば、肉質、味で日本一の称号をいただいた高千穂牛を返礼品として選ばれる方は確実に増えると考えますが、町長の考えを伺います。

次に、高千穂町が強力に推進している各種健康診断について、お尋ねをいたします。

事業所での健康診断と、町が強力に推進している特定健診やがん検診等、各種健診は町民にとって大変心強く、安心生活につながる大切な事業だと確信しております。健診結果をもとに、精密検査を受けて大事に至らなかった話を数多く聞きます。反面、健診を受けなかったり、せっかく受けて結果を認識しても精密検査を自ら受けていない話も聞かないわけではありません。この事業を進める上での課題をお伺いいたします。

次に、高千穂町の経常収支比率についてお伺いいたします。

高千穂町の経常収支比率について、過去10年間の変化をもとに現状の認識と今後の課題について伺います。

最後に、町内小中学校、高校におけるいじめやハラスメント等についてです。

教職員による児童生徒に対しての性的犯罪行為が問題となっております。また、いじめや暴力行為もいまだに収まらない現状です。そこで、町内の小中学校では、それに類似した案件はなかったか、また発生した場合、遅滞なく町教育長、教育委員会への報告がなされているかを伺います。小中学校及び高校との情報共有もされているのかも伺いたいと思います。

○議長（本願 和茂議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、佐藤春男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1件目の高千穂町ふるさと納税返礼品について。

返礼率をM市と同等にすれば、肉質、味で日本一の称号をいただいた高千穂牛を返礼品として選ばれる方は確実に増大すると考えますが、町長のお考えはについてであります。

ふるさと納税の返礼品につきましては、地方税法第37条の2及び第314号の7において、返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、寄附金の額の100分の30に相当する金額であることと規定されております。また、平成31年4月1日、総務省告示第179号においては、調達に要する費用とは、個別の返礼品等の調達のために地方団体が厳に支出した額と定義されました。

令和7年4月25日開催の地方財政審議会においては、調達に要する費用が一般的な販売価格と著しく乖離することは適切ではないとされ、総務省は厳格に確認することが予想されます。

したがって、調達に要する費用を市場価格より安価に設定し、寄附額を低く抑え、形式的に返礼品の基準を満たす行為は、地方税法、総務省告示や通知などに反する行為になり、制度の公平性、透明性を著しく損なう不適切な取扱いとして、総務大臣からふるさと納税指定の取消しの可能性がございます。指定の取消しとなった場合、2年間はふるさと納税の受付ができず、本町財政への影響だけでなく、返礼品提供事業者の方々にも多大な御迷惑をおかけしますので、取消しだけは避けなければなりません。

ふるさと納税制度は、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、応援することを目的としており、過度な返礼品競争を防ぎ、健全な運用を行うため、募集費用の総額5割以下基準や返礼割合3割以下基準などが設けられております。本町としましては、制度の目的や趣旨を踏まえ、返礼品の調達に要する費用や寄附金額設定に関しましては適正かつ透明性の高い制度運用に努めてまいりたいと存じます。

また、本町ふるさと納税の主力返礼品である高千穂牛の魅力を広く周知し、全国の皆様にその価値を知っていただきますよう、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、2件目の、高千穂町が強力に推進している各種健康診断についてであります。特定健診・特定保健指導を行うことで、生活習慣病の早期発見・早期治療、健康状態の改善が期待でき、

各医療保険の負担軽減にもつながります。

課題としましては、議員御指摘のとおり、未受診の方や、健診後、必要な検査を受けないままにしている方が一定数おられることです。本町の国保後期の方の医療費を分析しますと、脳・心臓の血管疾患で医療費が高額であった方のほとんどが、健診を全く受けていなかったという現状がありました。中には1,000万円の医療費を超えるケースもあります。

受診率向上のための取組としまして、40歳・45歳・50歳・55歳の受診者や健診結果オールA判定の方、人間ドックや、医療機関で健診相当の検査結果の情報提供者への記念品や商品券のプレゼント、受診率向上に貢献いただいた公民館の表彰、未受診者訪問やホームページ、テレビ高千穂、また国保だよりなどでの受診勧奨を行っております。一度受診された方は継続して受診される傾向がありますので、健診の意義を御理解いただき、まずは未受診者の減少に努めてまいりたいと考えております。

次に、保健センター事業であるがん検診についてお答えいたします。

がん検診は、がんで死亡する確率を下げるのが目的で、病気の症状がない人を対象としております。定期的ながん検診を受けることで、もしがんであっても早期に発見できれば適切な治療を行うことで死亡率を下げるができます。そのため、保健センターでは各種がん検診に関する周知を行い、がん検診事業を行っているところでございます。がん検診の受診勧奨は、毎年、検診希望調査票を全世帯へ郵送、健康カレンダーの全戸配布、公民館開覧町広報等、幅広く行っております。しかしながら、検診希望調査票の提出が半分以下で未提出の方の実情が分からないこと、また、せっかく検診を受けて精密検査の対象となられても受診されない方がいらっしゃるものが課題となっております。

受診申し込みをされた方に送付する検診セットには、後日、異常がなかった通知が来た場合も早期発見・早期治療のために継続した定期的ながん検診の受診を推奨すること、精密検査対象となった場合は、専門の医療機関を必ず受診するようお願いするといった内容の説明書を同封し、検査の重要性を周知しております。精密検査の対象になられた場合は、直接本人に結果を説明し、受診勧奨を行っております。受診確認が取れない場合は、検診委託機関による受診確認及び勧奨、また担当保健師による受診確認及び勧奨も実施しておりますが、それでも受診につながらないケースもあります。これは個人の意識の問題も大きいと捉えております。

検診希望調査票未提出者の中には、町で行う検診以外で受診されておられることも考えられますが、今後も、がん検診の正しい知識の普及と受診勧奨、精密検査対象になられた場合の受診の重要性を広報等で周知することを継続し、少しでも多くの皆様に受診していただくよう、がん検診の重要性の意識向上に努めてまいります。

次に、3件目の、高千穂町の経常収支比率について、過去10年間の変化をもとに現状の認識

と今後の課題についてであります。経常収支比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費などのように、毎年度経常的に支出される経費、いわゆる経常的経費に充当された一般財源の額が地方税や普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源、いわゆる経常一般財源に、減収補填債特例分及び臨時財政特例債を合わせた額に占める割合であります。この指標は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が低いほど財政構造に弾力性があり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進み、経常的な経費以外の各種政策目的に使える財源に余裕がないことを表します。

本町におきましては平成27年度決算で87.3%であり、平成28年度が90.3%となり、以降90%台前半で推移しておりましたが、最新の令和6年度決算において95.1%となっております。少子高齢化などによる社会保障費は年々上昇し、加えて近年の急激な物価高騰により、人件費や物件費も上昇しているため、本町の経常的経費は増加傾向にあります。また賃金上昇に伴う個人所得等の上昇により、町民税は微増傾向にあり、地方交付税も追加交付されるなど、経常一般財源も増えておりますが、経費増加分を財源増加分が上回るには時間を要するものと思われます。これにより、本町の経常収支比率は当面は90%台前半を推移するものと見込まれます。

地方公共団体の財政状況を示す指標は、実質公債費比率や将来負担比率など様々ありますが、総合的に見ますと現在の本町財政は一定の水準で安定していると判断しております。しかしながら、人件費や物件費などの経常的経費をいかに抑制し、新たな事業に充てる財源をいかに確保するかといった課題において、政策実施判断を行う上で経常収支比率は重要な指標となります。中学校移転建設などの大型事業においては、多額の費用が必要となります。今後、これらの事業が過度の負担にならないように、歳入では本町の特性を生かした自主財源の確保や、国や県の補助金、有利な起債の活用、歳出では民間資本を活用するような新たな事業の在り方を研究するなど、あらゆる工夫を重ね、本町が持続可能な町として成長、発展できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（本願 和茂議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、町長に引き続き、佐藤春男議員の御質問にお答えをいたします。

4件目の、町内小中学校におけるいじめやハラスメント等についてであります。まず性的犯罪行為に類似した案件はなかったかについてであります。現在、全国的には残念なことに教職員による子供たちへの盗撮、セクハラ行為、パワハラ行為等が盛んに報道されている状況であります。

町内におきましては、現在、そのような行為につきましての案件は確認されておりません。一

連の報道を受け、国及び県からも通知文が出され、本町もそれを受け、独自に各学校への通知及び指導を行っております。

主な内容としましては、1つ目に、教師個人のスマホによる児童生徒の撮影は禁止する。2つ目に、教師と児童生徒及び保護者との個人的なSNS等を使った連絡等を行わない。ただし、これは緊急時等一部例外を除いております。3つ目に、児童生徒を指導する場合、個室等で1対1になる状況をつくらず、複数の職員で対応をする。やむを得ず1対1になる場合は第三者の目が届く部屋、もしくはそういう状況で行う等としております。

学校だよりや学校行事の記録等で写真が必要な場合は、各学校に公用デジタルカメラを配備いたしましたので、これを使用することとしております。使用に際しては使用後のデータ消去を徹底し、データを保存する場合は共通フォルダのみとし、管理職が最終確認することとしております。

万が一、御質問のような事案が発生した場合には、議員御指摘のとおり設置者含む監督者であります町教育委員会と私、教育長に報告することとなっております。この連絡網は全国どの市町村におきましても同じであろうと思いますが、機能しているからこそ発覚をし、連日の報道になっているものと考えております。

次に、いじめや暴力行為についてであります。町内各小中学校では、毎月、児童生徒に対しいじめ等に関するアンケートを実施しております。アンケートで被害者本人からの訴えがあったり、目撃情報等が寄せられた場合は、即座に実態調査を実施し、関係者を交えた連絡会を実施しております。

いじめ等が確認された場合、対応後3か月の経過観察を行い、それ以降にいじめ等が確認されなければ解消されたものとして処理していくようにしております。件数、内容等につきましては、逐一教育委員会の指導主事の下に報告が届いております。このシステムで8月までに町内小学校合計25件のいじめ認知報告が上がってきておりますが、うち16件は既に解消済みで、残りにつきましても経過観察期間が経過すれば順次解消する見込みであります。なお、中学校は認知ゼロ件となっております。

認知の内容につきましては、あだ名で呼ばれる、言い争い、小競り合いといった内容になっており、学校と家庭の連携指導で解消に向かうケースがほとんどであります。

なお、いじめに関しまして、本年8月20日に開催されました宮崎県いじめ問題子供サミットにおきまして、取組を発表いたしました高千穂中学校が、その取組や発表内容が評価され、参加校22校の代表として全国大会に県代表として出場することが決定いたしました。生徒会のいじめ防止に向けた取組に全校生徒が協力して活動しており、教師からではなく生徒たち自らいじめをなくす活動に取り組んでおり、生徒たちの自信となっております。今後もいじめ防止に向けた

さらなる取組に生かしてくれるものと思います。

次に、小中学校と高校の情報共有は、についてであります。議員御質問にございますいじめや暴力行為については、他校を巻き込んだ広域性が確認されれば学校間での情報共有をいたしますが、各学校校内のみの問題であれば、学校単独の対応となっております。例えば高校内部のみで発生したいじめ等であれば、高校管轄外であります町教育委員会にまでは情報は来ないということであります。しかしながら、近年、学校の爆破予告や子供たちの登下校時の殺害予告等が同時多発的に全国で発せられる事案が増加しております。このようなケースでは、校種、管轄を超え、警察及び他市町村とも連携、情報共有を図りながら子供たちの安全を最優先に対処しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤春男議員。

○議員（2番 佐藤 春男議員） まず1問目の、高千穂町ふるさと納税について、細かく質問をしたいと思います。

私が質問した内容は、M市との返礼品のボリュームの差があるということであります。このふるさと納税制度については、崇高な考えの下に地方の財政について感謝の気持ちを込めながら納税をする、その返礼品として返礼品をいただくということでもありますけれども、その返礼品を選ぶときに、このようなボリュームの差があれば、どうしてもそちらのほうに申し込まれると思うんですね。それで、やっぱりこのM市については日本一になっているというところも要因としてはあると思うんですね。ですから、国からの地方財政審議会の通達にあるということでありましたけれども、M市が指摘されていないということは、高千穂町の場合もボリュームを一緒ぐらいにしても構わないということではないかと思うんですが、その点について御質問いたします。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤春男議員の御質問にお答えいたします。

その調達の価格ですね、グラム当たりの単価、このあたりの違いによるところなのかなと思うんですが、やはりM市というところでいけば、多分、牛肉を取り扱う事業者さんの数というところも相当にあると思うんですね。それと高千穂地区の場合でありますと、今、ミートセンターのほうに限定されているわけですが、そこで多量に取り扱うところの肉の単価と、そこでしか処理ができない少量であるというところ、ここの販売価格の差、こういうところも大きく影響しているのかなと判断をしているところでございます。それを、おっしゃっている質問の内容というのは私どもも十分理解しておりまして、単価が低く抑えられれば、寄附額に対する返礼品の価格、ここを一定に抑えて、価格を抑えられる分、量が増える、単価が抑えられる分量が増やせることができる、そういったところで魅力をつくり出したいと思っているんですが、ど

うしても先ほど述べたような理由から調達の価格がどうしても高くなってしまうと、単価が高いために量としては少なくなってしまうというふうなところで、我々としても悩みどころだというふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤春男議員。

○議員（２番 佐藤 春男議員） 牛肉という生産物は非常に特殊でありまして、屠殺しまして、枝肉になって、それを購入しまして、磨きをかけて製品にするわけですが、非常に利益率が少ないんですね。ほかの鶏とか、豚とか、そういうのと比較すると、和牛については利益率が非常に少ないということであります。今、町長がおっしゃったように、取扱量の違いもあるかとは思いますが、逆にこのM市の例を見て逆算してみますと、モモにしろ、サーロインにしろ、１００グラムの単価が非常に安い、考えられないような値段になっております。３０％を維持するという考え方から逆算してみますと、そういう金額になるということですので、その辺はよそのことではありますが調査を、できるだけ調査をしていただいて、高千穂の返礼品についてのボリュームを上げられないのかどうかというところも調査をして考えていただきたいと思います。

そして、ふるさと納税でありますけれども、これが始まって十数年前、この制度が始まった当時、実は今の町長がこのふるさと納税の担当でありました。私はその当時、ミートセンターにいましたので、毎日のように今の町長がデータを持って来ていただきまして、また返礼品のことについて、今度はこういうものを返礼品にしましょうとか、この前、これで瞬間的に日本一になったことが何回かあります。そういう情報のやり取りをして、一生懸命ふるさと納税の返礼品を高千穂牛で増やすことを毎日のように取り組んできたことを思い出すわけですが、今は見てもみますと、業者にほとんど依頼されております。その記事、写真なんかも見ましても、高千穂牛であろうが、宮崎牛であろうが、ほとんど写真一緒ですね。PRするところがもう似かよってしまっております。ですから、その辺も細やかな対策を取らないと、せっかくの高千穂牛を申し込んでいただけないということがあるかと思えます。

さらには、このふるさと納税で高千穂牛を選んでいただきますと、そこに商品が届くわけですが、その商品を食べた方が、ああ、確かに高千穂牛はおいしいなと、返礼品の量はちょっと少ないけれどもこの肉はいいなという評判が立てば、次にふるさと納税ではなくても直接に、直販のほうに申し込みがあるんじゃないかなと思っております。こういうやり方は、普通でしたらコマーシャルとか、チラシとか、いろいろつくって宣伝するんですけれども、それには経費がかかりますので、このふるさと納税を何とか利用して、金のかからないPRの仕方もあるんじゃないかなと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤春男議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。いかに高千穂牛のよさをPRするかというところでございますけれども、写真の撮り方につきましても、以前に比べれば、私が高千穂牛のふるさと納税を立ち上げたわけですが、最初、ミートセンターのほうに行きまして、ぜひ高千穂牛をふるさと納税で売っていきましようといったところをお話をし、そうだねということで賛同いただき、高千穂牛が主力になってきたといったところでございます。一部、いい部位を出していったときに残る部分を、ぜひここをちょっと値つけて出しましようかといったところだったら、逆にそっちのほうが一気に盛り上がりまして、そちらの部位が出ていい肉のほうが残ってしまったというような、そういったことがあったなということを記憶しております。

写真の撮り方につきましても、最初はパックに入れた状態の写真を撮っていましたが、今はよりおいしく見えるようにということで、写真の撮り方も工夫をしましたが、そういったところで、やっぱり日本一になったという、油の部分のうまみが日本一ですよ、そういったところももっと強く打ち出すべきかなと思います。

また神都高千穂観光大使ということでお願いをしている皆さんに、できるだけ観光協会さんのほうから高千穂の農産品と高千穂牛も含めた農産品を定期的に送らせていただいておりますけれども、そういった皆様に情報発信ですね、お金のかからない形での御協力をいただくということも非常に大事なことだと思っております、そこあたりもちょっとさらに力を入れていく必要があるのかなと考えております。

あと高級和牛肉が出にくくなっているという現状もあるというふうなところも御理解いただければと思うんですけれども、ふるさと納税が始まった当初は、普段なかなか買えないようなものが返礼品として返ってくるというところに魅力を感じていた皆様が、物価高騰、また食料品の高騰によって、質よりも量といった流れになってきているということで、高級和牛肉よりも量が戻ってくる豚肉、牛肉、また牛肉の中でも赤身の多い部分にシフトしてきているという全国的な流れがあるということで、この高級和牛肉という形での高千穂牛を、いかに魅力的に見せるかというところは、御指摘のあったように、さらに役場の担当としても、またお願いしている事業者の皆様とミートセンター、またJA、そういったところと、見せ方につきましてさらに工夫を凝らしていくというところを尽力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤春男議員。

○議員（２番 佐藤 春男議員） 高千穂牛に限らず、ふるさと納税の返礼品については常に生産者といいますか、業者の方等も交えながら頻繁に検討していただきたいと思います。

高千穂には1,000頭ちょっとの肥育牛がおります。1年間に枝として出荷されるのが650頭ですね。その中で高千穂に帰ってきて高千穂牛として販売されるのが200頭ちょっとです。全国的に高千穂で生まれて、高千穂で育って、高千穂の肥育農家が肥育して、高千穂で売られる。完全に高千穂産というブランド牛というのは、地域産というブランド牛というのは日本でも非常に珍しいわけです。年間に200頭しか出ないということも極めて希少価値のあるものでありますので、高千穂の産物として大いにPRをしていただいて、町の収入につなげていただきたいと思います。

業者の方も、送るときに高千穂のパフレットを入れたりとか、感謝の気持ちを添えた文章を入れたりして一生懸命やっておられますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

続いて2件目ですが、各種健康診断の事業について質問をいたします。

事業を進める上で大変御苦労されていることは分かると思うんですけども、今の事業を進める上で、人員としては足りているのかどうか。これは難しい判断かもしれませんが、職員の方の努力によって進められておると思いますが、人員的には十分なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（本願 和茂議員） 答弁者は町長でいいですか。町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤春男議員の御質問にお答えいたします。

人員的には他自治体同等人口レベルとして同等の自治体に比べれば、保健師等の人員は高千穂町としては多いということでございますので、十分とは言えないかもしれませんが、しっかりできているというふうに思います。

また健診につきましては、健診そのものにつきましては、健康づくり協会とか、病院等をお願いをしているところでございまして、また会計年度任用職員等も健診担当として雇用をしている中でやっておりますので、体制としては取れているというふうに思います。

ただ国保係に今、保健師を2名常駐させておりまして、健診結果に基づく訪問指導とか、そういったところをやっているという中において、保健師等に対する負担というのは増えているのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤春男議員。

○議員（2番 佐藤 春男議員） 事業を進める上で、引き続き御努力をお願いしたいと思います。非常に難しい、この町民の意識向上というのは非常に難しいと思うんですけども、例えば十分にPR等はされているとは思いますが、最終的に私の考えですけども、公民館、それから国民単位で健診を受けましょうという声かけをしたらどうかなと思っております。私も何日の何時からだから一緒に行きましょうとか、そういう車に乗せて行きますよとか、そういう声かけが、今から先は何の事業でも隣近所の声かけというのが重要になってくるかと思えます。制度としては、

どうやるかというのは今後、話し合わなければならないと思いますが、こういう取組についてどうお考えか、お聞きしたいと思います。保健センター所長、お願いします。

○議長（本願 和茂議員） 保健福祉総合センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） 佐藤春男議員の質問にお答えいたします。

国保特定健診のほうにつきましては、福祉保健課のほうで事業を行っておりますが、その健診結果を基にいろいろ動いていきますのは、うちの健康づくりの職員であります。ですので、周知などは個別には行っていきたいところですが、今の春男議員のお考えをお聞きいたしまして、公民館長会で年に何回か開催されますので、そのあたりで館長さんにこのような日程で健診を行っていきますので、それぞれ館内の小組合長さんなどを通じまして周知いただきますようにということはお願ひできるかなと思いますので、そのあたりを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤春男議員。

○議員（２番 佐藤 春男議員） 私事ではありますが、私も去年、おとし、心臓の手術をいたしまして、保健師さん、その前に健診等で保健センターの方には大変お世話になりまして、その後、生活指導もしていただく中で、そういう病状が分かりましたので、命拾いをしたところあります。今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

続いて３番目ですが、高千穂町の経常収支比率について、町長からお答えをいただきました。今日は監査委員もお見えでございますので、監査委員の目からどう、この数字を見ていらっしゃるか、お答えいただければと思います。

○議長（本願 和茂議員） 監査委員。

○監査委員（中尾 清美監査委員） 春男議員の御質問にお答えしたいと思います。

６年度の決算監査ですけども、町長の答弁にもありましたように、９５．１％ということで、経常収支比率を考えますと大変厳しい状況であります。やはり大型事業、そういったところにも財源が回せない状況も出てくるかと思っておりますけれども、町長の考えのように、今後、そういった事業を考えながら、取り組んでいってもらえたらなと思っております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤春男議員。

○議員（２番 佐藤 春男議員） この数値を下げるためには、いろいろ、まあ難しい問題もあると思いますが、歳出を抑えるために、今までは当たり前だった事業について、見直しをするところが多くあるかと思っております。見直しに際しては、町民にある程度、サービスの低下を強いる場面も出てくるかと思っておりますけれども、その点について、町長な考えを聞きたいと思っております。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤春男議員の御質問にお答えいたします。

この経常収支比率に関係してくる歳出事業につきましては、経常的にかかってくる経費ということでございまして、期間を限られた補助事業等は経常経費ではないということです、多くは職員の人件費をはじめ雇用経費、そして物件費、あるいは一番大きいところでは、やっぱり福祉施策に関する扶助費、こういったところが大きいものになります。扶助費等につきましては、国の政策によるものが大きいわけであって、なかなかそこを町単独で削るということとはできない支出が多くございます。でありますので、固定費である部分を削っていくということになりますので、適正な人員配置、また、少しでも経常的にかかる庁舎の維持管理費であるとか、そういったところを削っていくということになろうかなと思います。

また、長年やっている事業につきましても、町単独のものにつきましても、一部見直しも必要になってくるものがあるかなと思いますけれども、ここは高千穂町として、その補助事業等が役割を終えたかどうかというところをしっかりと検証しながら、また、その対象となっている皆様方からの御意見も、当然聞かなければならないというふうに思います。

逆に、分母を増やすというところでは、やはり地方交付税、また税収をしっかり上げていくというところが必要な取組であろうと思いますので、そこに極力注力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤春男議員。

○議員（2番 佐藤 春男議員） 最後になりますが、4番目の町内小中学校におけるいじめやハラスメント等について、というところでお答えをいただきましたけれども、学校、警察連携協定というのがあると思います。これはケース・バイ・ケースではありますけれども、調べることで証拠隠滅の可能性があれば、教員のみで動いたら駄目だということで、ケース・バイ・ケースで警察等の協力が必要であるということらしいですけれども、これについて教育長、一言説明をお願いします。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 佐藤議員の御質問にお答えします。

今、ございましたその連携については、答弁の中にもありましたけれども、お互いが関係するようなものについては、もう管轄、それから校種、それから警察、そういったところと必ず連携するようにということになっております。校内で解決できるようなものについては、答弁いたしましたとおり、校内のみの対応というふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤春男議員。

○議員（２番 佐藤 春男議員） 小学校、中学校については、町の教育委員会と関係がありますが、県立の高千穂高校については、県のほうに聞いてみましたところ、教育委員会では、ここ数年、高千穂高校からの報告はなかったということで、安心をしているところであります。こういう質問をした理由は、何でかと言いますと、今、中学校の新設が検討されておりますけれども、その中に、高校に間借りをするとかいう検討もされておりますけれども、中学生、高校生というのは、１０代の、思春期の真ただ中であります。そういう状況の中で、間借りと言えども、中学生が高校に、同じエリアの中に行くというのは、中学生にとっても、高校生にとっても、すごく互いにプレッシャーを感じるのではないかというふうに思いましたので、こういう質問をさせていただきます。教育長、最後に一言、お願いします。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 佐藤議員の御質問にお答えします。

今、議員おっしゃいましたように、ちょうど思春期真ただ中の子供たちでございます。御質問にございました盗撮についてですが、あたかも教職員だけが行っているかのような報道に終始しているような気がしておりますけれども、実は高校生はもうほとんどの学校がスマホの持ち込みを学校が許可しておりますので、同様なことは生徒同士、高校生同士でも、かなりの数、行われております。ただ、表には人権とか本人のこともありますので、あまり報道はされませんが、そういった部分も今、非常に問題になっております。

併せて御案内のとおり、覚醒剤の所持が中高生、県内でも広まっているというような、そういう事案の報告もございますので、非常にこの年代の子供たちをどう守っていくのかということについては、私たち大人がしっかり力を合わせて子供たちを守っていく必要があるかと思っております。

いじめに関しても、やはり文科省のほうはいじめの規定を心身、それから心理的・物理的な痛みを感じるものは全ていじめと認知しなさいということで、認知件数が非常に近年増えておりますが、ささいなことでも見逃さないというようなことで、特に宮崎県はそこを徹底しておりますので、数が増えてきておりますが、そういったものが少しでも減っていくように、そして議員のお話にもありました、私たち大人が子供の手本になるような、そういう生活ぶり、行動を示していく必要があると感じておるところです。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤春男議員。

○議員（２番 佐藤 春男議員） 一連の質問に答えていただきました。ありがとうございました。

私なりに考えてみましたところ、高千穂町として守るべきものが幾つかあると思います。高千穂の高千穂牛や高千穂の米等の農林産物ですね。それと神話や歴史をもとにした高千穂町の文化、

これをもとにした観光事業、そして最後に人、町民の健康を守る、子供の成長、教育を促す、大事なテーマだと思いますので、今後ともこれについて質問を続けていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（本願 和茂議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時44分散会
